

水林総第2523号
令和4年(2022年)3月1日

(一社)北海道水産土木協会会長 様
(一社)北海道森林土木建設業協会会長 様

北海道水産林務部総務課長

「北海道における総合評価落札方式のガイドライン」の特例措置について
総合評価落札方式の「担い手の育成・確保」の評価項目「技術者の追加配置」については、災害復旧事業等を中心とした補正予算等への対応により技術者の不足が懸念されていたことから、「北海道における総合評価落札方式のガイドライン」の特例措置について（平成28年9月9日付け水林総第993号）により特例措置を実施してきましたが、災害復旧事業が完了することから、水産林務部所管発注工事において特例措置を終了することとしますのでお知らせします。

貴協会員への周知について、よろしく申し上げます。

記

1 特例措置の終了後の取扱い

「北海道における総合評価落札方式のガイドライン」の特例措置について（平成28年9月9日付け水林総第993号）により評価の対象外としていた「担い手の育成・確保」の評価項目「技術者の追加配置」については、公告日が令和4年4月1日以後の工事から評価の対象とします。

(管理係)

水林総第 993 号
平成 28 年 9 月 9 日

各（総合）振興局
産業振興部水産課長 様
産業振興部林務課長 様
森林室森林整備課長 様

水産林務部総務課長

「北海道における総合評価落札方式のガイドライン」の特例措置について
このたびの甚大な台風被害への対応にご尽力いただき誠にありがとうございます。
この 8 月中旬以降、4 つの台風が次々通過し、道内各地に甚大な被害をもたらしております。今後、災害応急・復旧対策を優先的かつ円滑に行うことはもちろん、防災対策を中心とした補正予算への対応も必要となり、技術者の不足が懸念されるところです。
こうした状況に対応するため、以下の特例措置を定めましたので、よろしくお取りはからい願います。

記

1. 特例措置

総合評価落札方式における「技術者の追加配置」の技術評価項目について、当面の間、以下の特例措置を設けるものとする。

1) 技術評価項目の対象外とする措置

- ・総合評価落札方式において、必須項目としている「技術者の追加配置」を評価の対象外とする。なお、これに伴う別項目の追加は要しないものとする。
- ・(平成 28 年 9 月 12 日以降に公告を行う工事から適用)

2) 技術評価項目のペナルティの緩和措置

- ・(平成 28 年 9 月 11 日以前に公告を行った工事に適用)
- ・現状では、追加技術者を交代させる場合等において、評価基準に該当しないことが判明した場合は減点 5 点とすることとしているが、次のとおり運用する。

- ① 「技術者の追加配置」による加点が無くとも、落札者の変更が無い場合
 - ・不履行とせず、「減点なし」

- ② 「技術者の追加配置」の加点が無くなると、落札者の変更となると想定される場合

- ア. 追加配置期間が当初契約工期の 1 / 2 以上又は 3 ヶ月以上の場合
 - ・不履行とせず、「減点なし」

- イ. 上記以外

- ・不履行とし、減点 5 点(この場合、「過去 6 ヶ月の措置による減点」の対象)

なお、受注者の責めに帰さない工期延期の場合において、当初契約工期を超える範囲での追加技術者の交代等は、従前より、ペナルティの対象外として取り扱っております。

2. 問い合わせ先

総務課 管理 G 主査 (工事管理) 藤間